

運搬費及び準備費の設計変更について

令和4年4月
農村整備課

1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

2 対象工事

農林（水産）事務所（農村整備部）所管事業のうち、土地改良工事積算基準（土木工事）を適用し発注する工事を対象とし、令和4年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

3 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日付け12農振第1680号農村振興局長通知）」（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- 1) 算定基準別表1「運搬費の共通仮設費率の対象項目の1(1)、(3)、(4)、(5)」の『建設機械の運搬費』
- 2) 算定基準別表1「準備費の共通仮設費率の対象項目の3(1)及び(2)」のうち『伐開・除根・除草費』

4 主な契約変更手続

- (1) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を受注者に提示する。
- (2) 受注者は、(1)により発注者から示された割合を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができるものとする。
- (3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「様式1」という。）を作成するとともに、様式1に記載した実績額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (4) 発注者は、内訳書を精査したうえで、「実績額」と「率計上額」の差額を、共通仮設費積上げ分の運搬費及び準備費にそれぞれ計上する。

(5) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(6) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

5 実績変更対象経費の割合

上記4(1)に示す「発注者が提示する共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合」については、別紙のとおりとする。

●実績変更対象経費の割合

費用	工種	ほ場整備工事	農用地造成工事	舗装工事	道路改良工事	水路トンネル工事	水路工事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		19.55%	12.05%	18.46%	12.43%	11.08%	12.61%
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		2.39%	4.94%	0.35%	1.41%	1.07%	1.46%
費用	工種	排水路工事	河川工事	管水路工事	管更生工事	畑かん施設工事	海岸工事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		10.76%	12.05%	12.03%	11.68%	11.05%	16.73%
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		0.39%	3.42%	1.22%	0.29%	0.56%	1.73%
費用	工種	コンクリート補修工事	ため池工事	その他土木工事(1)	その他土木工事(2)	フィルダム工事	コンクリートダム工事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		8.84%	12.86%	14.54%	20.67%	0.17%	0.45%
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		0.67%	3.02%	0.77%	2.62%		

(令和4年4月1日付け3農振第3058号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知 別紙より)